

高所作業車 運転技能講習

(作業床10メートル以上)

登録第14号

作業床10m以上の高所作業車の運転業務(道路上を走行させる運転を除く)は、標記技能講習を修了していなければ就業できません。そこで、当協会では次の要領で標記講習を実施いたします。

記



受講資格 満18才以上の方。受講区分を確認して下さい。

実施日【第1回】2019年 6月 6日(木)、7日(金) 学科:ポリテクセンター飯塚、実技:筑紫野市山家

※詳細は受講票でご案内致します 【第2回】2020年 2月 26日(水)、27日(木) 学科:ポリテクセンター飯塚、実技:筑紫野市山家

受講料・受講区分(講習時間)

※受講料・テキスト代/8%消費税込

()内は税抜き価格

講習時間	受講区分	受講料	テキスト代	合計
12H	・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者	36,180円 (33,500円)	1,620円 (1,500円)	37,800円
14H	・自動車運転免許(普通・準中型・中型・大型・大型特殊)所持者 ・車両系建設機械(整地等)(解体用)(基礎工用)、フォークリフト、 ショベルローダー等、不整地運搬車いずれかの運転技能講習修了者	37,260円 (34,500円)		38,880円

注) 消費税は講習開始日の税率で取り扱います。事前にお支払いされ、不足が生じた場合は別途申し受けます。

定員 20名(定員になり次第締め切ります)

申込方法 ・技能講習申込書に必要事項を明記のうえ、①～④を添えて申込み下さい。

①証明写真1枚 ※申込書に貼付

(横2.4cm×縦3.0cm、申込前6ヶ月以内に撮影、上三分身、正面脱帽、無背景)

②記載事項確認書類の写し ※氏名、生年月日、現住所が確認できるものに限る

(自動車運転免許証、住民票:交付後6ヶ月以内、在留カード等)

③受講区分を証明する免許証または修了証の写し

④受講料・テキスト代

・申込書及び受講料等は、下記期日までに提出して下さい。

【第1回】5月23日(木)、【第2回】2月12日(水)

・申込書を郵送された場合の受講料及びテキスト代は「現金書留」又は「銀行振込」
いずれかの方法でお願いします。

振込先(※振込手数料は、ご負担下さい。)

★助成金ご利用の場合は、振込先が異なりますので申込後に別途ご案内いたします。

福岡銀行 直方支店(普通) 2566379 公益社団法人福岡県労働基準協会連合会直轄支部

注意事項

- ・既納の受講料等は返金いたしません。当日受講できない時は受講者の変更して下さい。
- ・遅刻、早退、欠席について受講は無効となります。次回への繰延べはできません。
- ・台風や積雪、強風等の安全確保が困難な状況や、受講希望者が定数に満たない場合は中止もしくは変更、延期する場合がございます。
- ・事務局へお出での際は、外出している事がありますので、電話等でお確かめのうえ、お出下さい。

申込先(公社)福岡県労働基準協会連合会 直轄支部

〒822-0017 直方市殿町7-50 直方商工会議所会館3階(直轄労働基準協会内)

電話(0949)25-0161 FAX(0949)28-9765

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)ご利用のおすすめ

2018年10月現在

- [支給要件]
- ・資本金3億円以下または常用労働者数300人以下であること。
 - ・雇用保険の適用事業所で、保険料率が12/1,000であること。
 - ・講習を受ける者が被保険者であること。

◆◆平成30年10月以降の講習より計画届の提出が不要となりました(登録講習機関に委託して実施する場合)◆◆

注1) 助成金を利用して講習を申込みの際は、必ず事前に当協会へご連絡をお願いします。

注2) 手続きの詳細は労働局(助成金センター)へ直接お問い合わせください

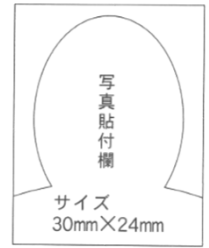
注3) 手続きの不備等で助成金が支給されない等のトラブルについては当方では一切の責任を負いかねます。

技能講習申込書

【証明写真1枚貼付】
 * 修了証に使用いたします
 ・撮影後6ヶ月以内
 ・上半身無帽、無背景
 ・他、案内書記載の通り

技能講習一覧表【下記より受講される講習を一つ選び番号と区分に○印して下さい】	
1. 小型移動式クレーン { 20H・16H・高校生(20H) }	5. 高所作業車 { 17H・14H・12H }
2. フォークリフト { 35H・31H・11H・高校生(35H) }	6. 玉掛け { 19H・16H・15H・高校生(19H) }
3. 車両系(整地等) { 38H・14H }	7. ガス溶接 { 13H・高校生(13H) }
4. 車両系(解体用) { 5H }	

注1) 修了証の統合を希望の方は、当連合会発行の**技能講習修了証(原本)を全て当日持参**
 注2) 必ず**黒のボールペンで記入**して下さい。(鉛筆やフリクション等の消せる筆記具不可)
 注3) **修正テープ・ペン**を用いての修正**不可**(修正箇所は**訂正印が必要**です)



フリガナ				※受講番号
氏名	(印)			※修了番号
生年月日	昭・平	年	月 日 (満 歳)	※修了年月日
現住所	□□□□ - □□□□	TEL	携帯	
注4) 氏名、生年月日、現住所は 記載事項確認書類と同一 であること、本人直筆の場合は捺印不要				
勤務先	□□□□ - □□□□	都道 府県	担当部署	
(個人での申込みは記載不要)	名称		担当者名	
		TEL	FAX	
上記以外の送付先を希望の方は下段に記載	修了証等送付先	勤務先・現住所・他	「受講希望日」	月 日～の分
□□□□ - □□□□				
	TEL		FAX	

【講習一部免除者】 受講する講習の区分に必要な免許証または修了証に○印の上、その資格証のコピーを添付して下さい。

技能講習		特別教育	運転士免許	自動車運転免許
1. 車両系(整地等)	6. ショベルローダー	1. 車両系(整地等)	1. クレーン	1. 大型特殊
2. 車両系(解体用)	7. 小型移動式クレーン	2. 車両系(解体用)	2. 移動式クレーン	2. 大型特殊(カタピラ限定)
3. 車両系(基礎工事用)	8. 床上操作式クレーン	3. 車両系(基礎工事用)	3. デリック	3. 大型・中型・準中型・普通
4. 不整地運搬車	9. 玉掛け	4. 不整地運搬車	4. 揚貨装置	4. 無し
5. フォークリフト	10. 高所作業車	5. フォークリフト		

※事業主の証明が必要な区分については、別紙にて証明の上添付下さい。

修了証の統合は当連合会発行の技能講習のみ
 {修了証回収のうえ統合します}

【記載事項確認書類】 (必ず下記書類いずれかの写しを添付)

講習中に回収できない場合は統合できません

自動車免許証 <input type="checkbox"/>	住民票 <input type="checkbox"/>	在留カード等 <input type="checkbox"/>	学生証 <input type="checkbox"/>	その他 <input type="checkbox"/>
住民票は、 交付後6ヶ月以内 のものに限ります。 他は 有効期限内 のものに限ります。				
【記載事項確認書類の写しを添付することに同意します。】				
はい ・ いいえ				

※受講区分	— H
※助成金	経費助成 ・ 賃金助成

【注意事項】

- ※印以外は**全て記入**してください。
- 申込後の受講料等は**返金いたしません。**
(日程変更は最初の申込日程より3ヶ月以内です)
- 申込された日程を全て受講されないと修了証は発行いたしません。

※統合確認	ブ	乾	酸	酸	特	鉛	有	特
	レ	燥	欠	硫	化		機	四
	小	フ	整	解	高	玉	ガ	
	ク	オ	地	体	所	掛	ス	

個人情報の取り扱いについて

この申込書にご記入頂いた個人情報は、講習業務の手續き、その他講習情報提供に利用いたします。
 また、法令に基づく開示、提供を求められた場合を除き、第三者への提供はいたしません。

実施管理者	受付担当者

申込年月日： 年 月 日

公益社団法人福岡県労働基準協会連合会会長 殿